

2026 伊丹市農業祭  
キッチンカー出店者募集

募集要項

令和8（2026）年7月

伊丹市農業政策課

## キッチンカー出店者募集要項

令和8年11月14日（土）に伊丹市役所南側 市民広場「ひろまる」にて開催する、伊丹市農業祭における来場者等に飲食物販売を行うキッチンカーの出店者を募集します。

### 1. イベント概要

(1) 名称

伊丹市農業祭

(2) 目的

農業者と市民とがふれあいの場を通して、都市農業への理解促進と地産地消の推進を図り、本市農業施策の振興に寄与することを目的とする。

(3) 開催日時

令和8年11月14日（土）9時～15時30分（荒天中止・順延なし）

(4) 開催場所

伊丹市役所南側 市民広場「ひろまる」（伊丹市千僧1丁目1番地）

(5) 主催

伊丹市農業祭実行委員会

(6) イベント内容（昨年度実績含む）

- 地元新鮮野菜等の即売会
- 花や植木などの各種園芸資材の即売会
- 骨粗しょう症診断
- 苔玉講習会
- 園芸相談
- 物産販売等
- ダンスパフォーマンス
- 花と野菜の種無料配布
- 大抽選会 など

### 2. 出店資格

- (1) 伊丹市内の事業者であること。
- (2) 事業者の代表者・関係者（従事者含む）等が、暴力団関係者でないこと。
- (3) 伊丹市内でキッチンカーによる営業が可能な食品営業許可証及び食品衛生責任者の資格を有していること。
- (4) 生産物賠償責任保険（PL保険）等に加入していること。
- (5) 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。

### 3. 出店条件

(1) 出店日時

令和8年11月14日(土) 9時～15時30分

※出店準備は7時～(調整あり)、片付け・撤収は15時30分以降で行うこと。

(2) 出店場所

伊丹市役所南側 市民広場「ひろまる」 (伊丹市千僧1丁目1番地)

(3) 募集区画数

飲食関係4店舗程度(アルコール販売は可とする)

(4) 募集分類

① お食事系(主食系)、粉もの・軽食系(2店舗程度)

② スイーツ・デザート系(2店舗程度)

(5) 出店料

無料

(6) 出店区画

1区画15㎡程度(奥行3m x 幅5m程度)

(7) 付帯設備

○電気(発電機)、ガス、テント、机、椅子、ごみ箱などの出店に必要な物品等は出店者が準備すること。市民広場内の電気設備の使用は禁止とします。

○店舗の装飾などは、地震や突風などにより転倒、落下、移動などしないように確実に固定取り付けを実施し、来場者に危害が加わらないように確実に養生して安全を確保すること。接地面がコンクリートのため、固定については重しなどを用いること。

○火気器具を使用する店舗は、各自で業務用消火器を設置すること。

(8) 出店者の責任・補償

○店舗内には、責任をもって対応できる従事者を常時配置すること。

○購入者の苦情などについては、出店者自らの責任と費用をもって対応すること。

○万一、事故等が発生した場合、速やかに主催者に報告し、出店者自らの責任と費用をもって対応すること。

○食品衛生法及び関連法令の規定並びに衛生基準を遵守し、アルコール等による手指消毒、マスクの着用などの通常の食中毒予防や感染症予防を実施すること。

(9) 衛生・ごみ

○飲食に伴うごみは、各店舗でごみ箱を設置し、回収すること(会場内にごみ箱の設置はありません)。

○イベント終了後は、出店区画内及び区画周辺の清掃をすること。出店スペースが汚れた場合は、出店者が責任をもって清掃すること。

○手洗い場、トイレ等において資機材の洗浄等を行わないこと。

(10) その他

○販売価格は社会通念から逸脱しない適切な価格、また、事業者が定める通常の価格で提供すること。

○荒天が予想され、イベントの中止を判断した場合は、前日までに本市から連絡することとし、中止となった場合の損失は出店予定者の負担とする。

## 5. 出店者の選定方法

募集分類ごとに応募要件を満たす応募者から抽選にて出店者を選定する。なお、応募要件を満たす応募者数が募集区画数と同数以下の場合は抽選を行わない。

## 6. 公募から選定までのスケジュール（予定）

(1) 公募資料の公表	令和8年7月 1日 (水)
(2) 質問事項の提出期限	令和8年7月 8日 (水)
(3) 質問事項への回答	令和8年7月13日 (月)
(4) 応募資料提出期限	令和8年7月21日 (火)
(5) 書類審査の結果通知	令和8年7月22日 (水)
(6) 出店者の確定（抽選）	令和8年7月23日 (木)
(7) 結果の通知	令和8年7月23日 (木)

## 7. 公募資料に関する質問受付及び回答

公募資料に関する質問受付及び回答は、以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、質問に対する回答は市ホームページに公表するものとし、本市が必要と認めた場合は質問について直接確認を行う場合がある。

(1) 提出期限

公募資料の公表日から令和8年7月8日（水）17時までとする。

(2) 提出方法

「質問書（様式1）」に記入の上、そのファイルをE-mailに添付して送付すること。

① 送付先

担当部署（「12. その他」参照）

② タイトル

「(提出者名) - 公募資料に関する質問書」

(3) 到達の確認方法

質問書を提出した者に対して、本市が到達確認のE-mailを返信する。

(4) 回答の公表

質問書に対する回答は、令和8年7月13日（月）に本市のホームページの記載により公表する。

## 8. 応募資料等の受付及び書類審査

応募者は、以下に従って応募資料等を提出すること。

### (1) 提出期限

公募資料の公表日から令和8年7月21日（火）17時までとする。

### (2) 提出方法

応募資料等のファイルをE-mailに添付し送付すること。なお、ファイル容量の関係で分割して送付する場合は、タイトルにその旨が分かるように表記すること。

#### ① 送付先

担当部署（「12. その他」参照）

#### ② タイトル

「(提出者名)ーキッチンカー出店に関する応募資料等」

### (3) 提出書類

#### ① 申込書（様式2）

#### ② 出店内容（様式3）

#### ③ 食品営業許可証の写し（撮影データ可）

#### ④ 食品衛生責任者資格の写し（撮影データ可）

#### ⑤ PL保険証書の写し（撮影データ可）

#### ⑥ 出品者本人の顔写真付確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）（撮影データ可）

### (4) 到達の確認方法

応募資料を提出した者に対して、本市が到達確認のE-mailを返信する。

### (5) 書類審査の結果通知

応募資料等による書類審査（応募資格の有無）の結果は、令和8年7月22日（水）に応募者にE-mailで通知する。なお、書類審査を通過した応募者数が募集区画数と同数以下の場合は、「9. 出店者の選定」を経ずに当該応募者を出店者として確定するものとする。

## 9. 出店者の選定

出店者は以下に従って決定する

### (1) 抽選の実施

書類審査を通過した応募者は、以下の日時及び場所に参集すること。その後、市担当者が抽選会場まで誘導し抽選を行う。なお、応募資料提出にあたり、代理抽選を希望していた応募者については、市職員が代理にて参加する。

#### ① 日時

令和8年7月23日（木）10時

#### ② 参集場所

伊丹市役所 庁舎4階 農業政策課 受付窓口

(2) 結果通知

抽選の結果は、令和8年7月23日（木）にE-mailにて通知する

## 10. 失格事項

応募者または提出された応募資料等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 応募資料等の提出期限、提出方法等が、本実施要項に適合しないとき。
- (2) 虚偽の申請により参加資格を得たとき。
- (3) 出店者の決定までの間に「2. 出店資格」に示す要件を欠いたとき。
- (4) 抽選に欠席したとき（代理抽選を希望する場合を除く）。

## 11. 応募の辞退

応募資料を提出した応募者は、応募資料提出期限まで随時、応募を辞退することができる。

応募の辞退を希望する応募者は、以下に従って辞退届を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年7月21日（火）17時までとする。

(2) 提出方法

様式に記入の上、そのファイルをE-mailを添付し送付すること。

① 送付先

担当部署（「12. その他」参照）

② タイトル

「(提出者名) - 辞退届」

(3) 提出書類

- ① 辞退届（様式4）

## 12. その他

(1) 応募に関する留意事項

応募に係る経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 応募の中止

本市が必要と認めたときは、募集を取りやめることができる。

(3) 担当部署

募集に係る事務は、次の者が取り扱うものとする。

担当部署 : 伊丹市 都市活力部 産業振興室 農業政策課（市役所4階）

郵便番号 : 664-8503

住 所 : 伊丹市千僧1丁目1番地

電 話 : 072-784-8050

E-mail : [nogyoseisaku@city.itami.lg.jp](mailto:nogyoseisaku@city.itami.lg.jp)